本關白ハ大和中納言○羽柴秀保・備前宰相○宇喜多秀家両人之内、覺悟次第可被仰出事。

一日本帝位之儀、若宮○後陽成天皇子良仁親王・八條殿○後陽成天皇弟智仁親王何にても可被相究事。

一高麗之儀者、岐阜宰相○羽柴秀勝・羽柴秀俊ハ九州ニ可被置候事。不然者、備前宰相可被置候。然者丹波中納言○羽

一晨旦國ニ叡慮被爲成候路次、例式行幸之可爲儀式候。御泊々、今度御出陣道路、御座所可然候。人足・傳馬ハ國限ニ可申付事。○中略

右條々、被仰含西尾豐後守○光教候之條、可被得其意候也。

天正廿年五月十八日　關白殿○秀次　秀吉朱印

（前田家所藏文書）

秀吉のフィリピン群島に送つた書

夫吾國百有餘年、群國爭雄、車書不同軌文。予也際誕生之時、以有可治天下之奇瑞、自壯歲領國家、不歷十年、而不遺彈丸黑子之地、域中悉統一也。餘之三韓・琉球、遠邦異域款塞來享。今也欲征大明國、蓋非吾所爲、天所授也。如其國者、未通聘禮。故先雖欲使群卒討其地、原田孫七郎以商船之便、時來往此。故紹介近臣曰、某早々到其國、而備可說本朝發船之趣。然則可解辯獻筐云々。不出帷幄、而決勝千里者、古人至言也。

故謹揚夫言、而嘗不命將士、來春可嘗九州肥前。不移時日、可偃降幡而來服。若匍匐膝行於遲延者、速可加征伐者必矣。勿悔。不宣。

天正十九年季秋十九日　日本國關白

小琉球

（朝鮮征伐記）

第四節　桃山文化の特色

信長・秀吉と文化

一政治と文化　信長によつて統一の業が始められてから、秀吉の薨去に至るまで、約三四十年間に於けるめまぐるしい政治情勢の變轉は、直ちに國民の精神生活にも反映して、この短時日の間に、文化諸現象は特殊の生彩を帶び來たつた。かかる新文化の展開には、時代の人々の一般的な要求がその背景に存したことはもちろんであるが、信長・秀吉の、特に秀吉の文化創造に關する個人的な意欲が、指導的影響を與へたことも極めて大なるものがあつた。文化史上この時代を桃山時代と稱する。

文化の新生

桃山時代の文化は、かくの如く當代の政治的指導者の强力な統制力によ

醍醐三寶院　庭園

姫路城

而

後陽成天皇の學問御奬勵

つて展開せられ、しかも現實の政治的要請に卽應して創造せられたため、前代までの佛敎・寺院を中心とする文化の色彩は極めて稀薄となつて、現實的世俗的生活を中心とする文化がこれに代つた。古來政治上の指導者は、人心を統一するためにその權威を表徵するが如き大建築を起すことが多いが、信長・秀吉はいづれもこの種の政策を用ひ、壯大華麗なる城郭・邸宅を建築してその權威を誇示した。それ故、當代美術の中心は、建築に集中せられ、彫刻・繪畫その他の工藝は、いづれもこの建築の裝飾用として著しい發達をした。美術・工藝の盛んなる發達に對して、學問・文學・宗敎の方面は、戰亂直後のこととて、未だその隆昌を望むべくもなかつた。しかしこの方面でも、後陽成天皇は、學を好ませられ、勅命によつて古文孝經・日本書紀等を刊行せしめ給ひ、公卿・大名の間にも好學の精神がやうやく芽生へるに至つた。前代から行はれ始めた御伽草子の類も普及し、阿國歌舞伎の如き演劇も新たに起り、次代に於ける學問の興隆、町人文學の發達の素因は、既にこの頃より動き始めた。能樂・茶道は前代から引續き隆昌を極めたが、これらも時代の好尙

風屏圖語物氏源　筆德永野狩

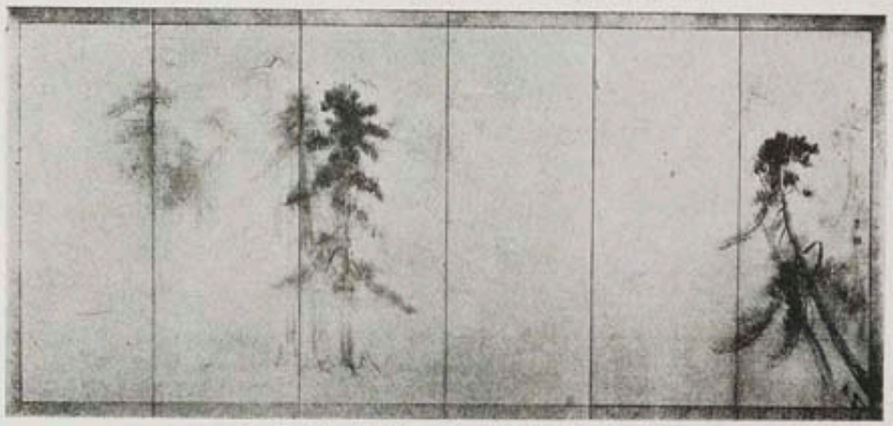

風屏圖林松　筆伯等川谷長

風屏圖笑三溪虎　筆樂山野狩

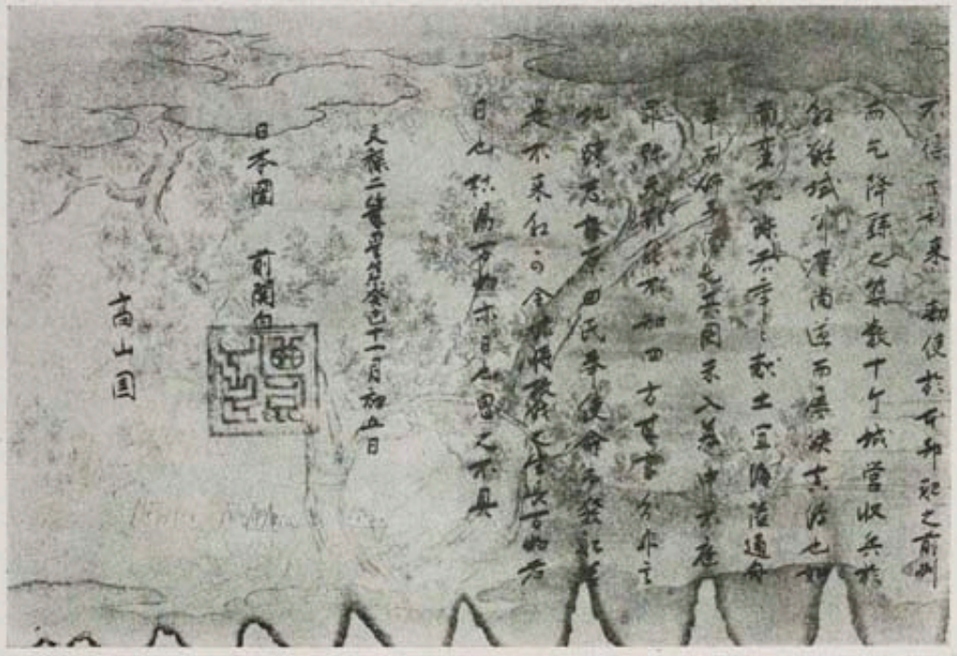

書ふる與に(灣臺)國山高　吉秀臣豊

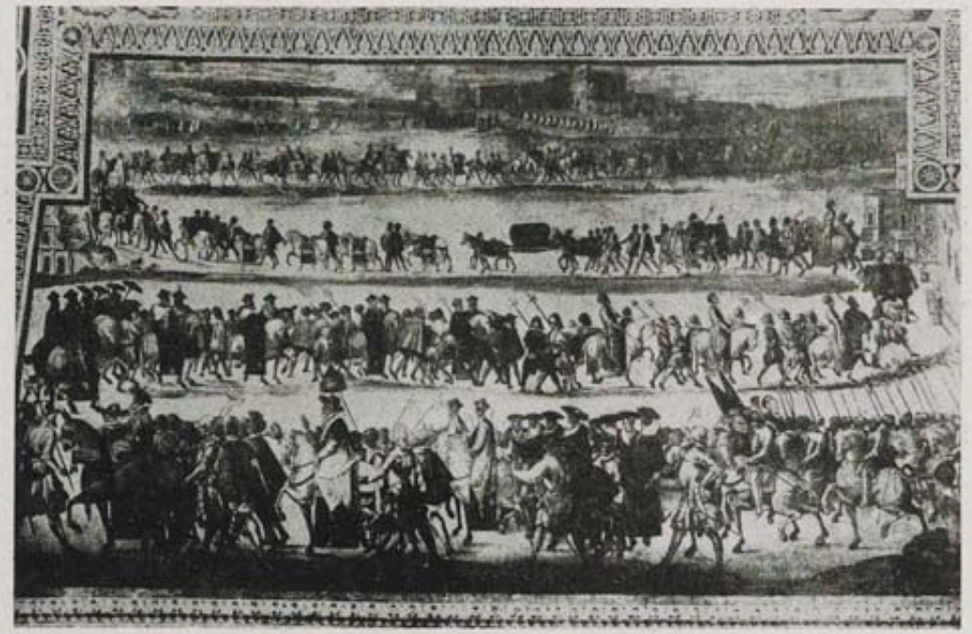

圖府入馬羅節使名大三州九

狩野内膳筆　南蠻屏風

リスボン港印度航海船碇泊圖

に影響せられ、本來の自由枯淡の樣式が次第に俗化する傾があつた。宗教界は萎靡沈滯し、佛教は信長に反抗してその彈壓を被り、新來の天主教も一時信長の保護を受けたが、間もなく秀吉によつて禁壓せられるに至つたことは既述の通りである。

美術・工藝

二　美術・工藝の發達　桃山文化の中核を形成する美術・工藝は、城郭建築の展開をめぐつて發達した。

城郭建築

當代の城は、戰國時代の築城法を踏襲して多く平地に築かれたが、特に顯著なる進歩は、戰術の上からも美觀の上からも主要な役割をもつ天守の構築であつた。天正四年信長によつて築かれた安土城に始めて設けられた天守は七重で、初層から上層に至るまで、或は朱漆、或は黑漆を塗り、壁や襖は狩野永德をして花鳥・人物を描かしめ、豪華絢爛を極めた。ついで天正八年秀吉によつて築かれた姫路城、同じく十一年の大阪城、文祿三年の伏見城など、いづれも天守を配したものであつて、慶長十五年家康によつて建てられた名古屋城の天守とともに、桃山時代天守建築の代表的のものである。

邸宅建築

邸宅建築としては、室町時代より徐々に發達した書院造が、當代に至つて大成した。その代表的なものに、聚樂第や伏見城内に營まれた書院がある。その規模は頗る雄大で、天井には格天井を用ひ、格間に極彩色の繪畫を描き、欄間に花鳥・動物の透彫を施し、襖や壁には一面に繪畫を配するなど、豪奢華麗を極めた。當代書院造りの遺構としては、伏見城の一部であつた西本願寺書院及び唐門、豐國神社唐門、都久夫須麻神社拜殿、寶嚴寺觀音堂等、或は聚樂第の一部であつた京都大德寺唐門・西本願寺飛雲閣等がある。そのほかに當代の遺構として、醍醐寺三寶院・建仁寺方丈・松島瑞巌寺等がある。

茶室建築

茶道の流行につれて茶室建築が發達したことも、この時代の一特色をなすものである。前代の茶室は、小書院の一室といふ程度を出なかつたが、當代に至り、茶道の達人千利休が、全く書院造りから獨立した茶室を創案し、枯淡にして洒脫な小規模な茶室を建築し、庭園も自然の風趣を珍重した。當代にかかる素朴瀟洒な茶室建築が勃興したことは、壯大華麗な邸宅建築とともに興味ある對照をなしてゐる。その遺構としては、山城の妙喜庵、和泉の南宗寺實相庵、京都の高臺寺・西芳寺等の茶室がある。

彫刻

彫刻は、建築の裝飾用として特殊な發達を示し、透彫・高浮彫・丸彫等が巧みに驅使せられ、意匠も自由放膽であつて、手法は雄勁に、色彩また絢爛たるものがあつた。裝飾彫刻のほかに、能樂の盛行に伴なつて、能面の製作が盛んに行はれ、源助の如き名匠が出た。

繪畫

繪畫の特色は、當代豪壯の氣風を反映して、濃繪と稱する金色燦然たる豪華豐麗な障壁畫が興り、それが建築の裝飾用として發達したことである。畫風は、漢畫を骨子として大和繪の技巧を取入れたものである。これはもとより當代武士の豪快雄大な風尚の表はれであり、中世の佛教的色彩を脫却したものと言ひ得る。畫家には狩野永德・同山樂が最も著はれ、その雄大な筆力、豐艶なる色彩、壯大な構圖は、よく英雄の好尚に投じた。永德の遺作に、獅子圖屏風等があり、山樂には、車爭圖屏風等が代表的な遺作である。

狩野派の興隆に引換へて、土佐派は僅かに家風が傳へられてゐるに過ぎなかつたが、この派の流を酌む畫家に本阿彌光悅があつて、蒔繪や陶器に卓

技な意匠を施し、獨り異彩を放つてゐた。前代に隆昌を極めた宋・元の畫風を繼承したものには、雲谷等顔と長谷川等伯があり、いづれも雪舟の正統を以て自任した。等顔の作と傳へられるものに梅樹群鴉圖があり、等伯には猿猴圖・松林圖屏風等が殘つてゐる。その他この風の畫家には曾我直庵がありその筆になる龍虎圖屏風・鶏圖屏風はともに傑作と稱せられる。

風俗畫

この時代に民間の風俗を主題とした繪畫が現はれたことは、注目に値する。豐國大明神臨時祭圖屏風と、名古屋城内の書院造の二室四圍に描かれた風俗繪が、その代表的なものである。いづれも作者は不明であるが、大和繪の系統をひくもので、次代に盛行を極める浮世繪の先驅をなした。

工藝

工藝もまた建築裝飾用として盛んな發達をとげた。即ち鍍金の金具・家具・調度の類は、いづれも豪放華麗を極め、壯大なる建築・絢爛たる障壁畫と好個の調和をなしてゐる。また時代の要求に應じて、實用的な武器・甲冑の製作も大いに行はれた。茶道の流行に伴なひ、茶器の製作もますます進歩した。かくて金工・漆工・陶工として名をなすものが相次いで出た。

金工

金工には、明珍家に宗家・宗信父子が出て、甲冑の製作に妙技を振ひ、刀劍の裝飾に後藤光乘があり、漆工としては本阿彌光悅が舟橋硯箱・子の日の棚等の傑作を殘した。

陶器

陶器の製作は、秀吉が茶道を好んだこと、千利休・細川幽齋の如き茶道の名人が出てその好む所を作らしめたことが、その隆昌の二大原因であるが、さらに文祿の役に出征した諸大名が、彼の地の陶工を伴なひ歸つて、各その領内で陶窯を開かしめたことも、また、大いにその發達に貢獻してゐる。當代の陶器には、前代から有名なものに、信樂燒・樂燒・唐津燒・備前燒があり、當代に新たに興つたものに、美濃燒・織部燒・清水燒・今戸燒があり、朝鮮渡來の陶工によつて製作せられたものに、高取燒・萩燒・上野燒・薩摩燒・有田燒がある。著名の陶工には、樂燒に長祐・常慶父子、本阿彌光悅、備前燒に三日月六兵衛、美濃燒にその創始者加藤景光があつた。

桃山文化の特質

三文化の新樣相　室町時代の文化は、宗教的色彩が濃厚であり、しかもそれが洗練の極に達して枯淡幽玄がその理想とせられたのであつたが、當代文

化の指導者たる武將は、戰亂の巷に馳驅し、實力によつて運命を打開した人々であつて、觀想的なる宗教美よりも、新鮮にして躍動的、壯大にして華麗なる感覺美に魅惑せられがちであつた。從つて文化もまた前代とは全く對蹠的に、客觀と現實とを尊重し、躍動と華麗とを理想とする新樣相を呈したのである。

かかる桃山時代に於ける文化創造の基本精神は、主として當代に於ける我が國特殊の政治的情勢の中に胚胎し、その技術は、前代に見られた大陸文化の影響を全く克服してこれを同化して居り、從つてそこに創作せられた文化の本質は、全く大陸文化とは揆を異にするものであつた。されば當代文化の外觀を構成する壯大華麗も、頽廢的のそれでなく、健全にして青春の意氣に滿ち、未だ成熟し切らぬ粗豪ささへ看取せられ、さらに次代に開花すべき新文化の萌芽となつてゐたのである。

かくて政治的傳統を一擲して新政治體制を整へた當代の日本は、文化の上にも更新の氣が横溢し、前代の脫俗的・靜觀的世界觀から一轉して、人間的・活動的なる精神を恢復し、次代に於ける潑剌たる文化活動の素地となつたのである。

附錄

御歷代表
年表
諸氏系圖

御歴代表

御代數	天皇	御代數	天皇	御代數	天皇	御代數	天皇
一	神武天皇	一五	應神天皇	二九	欽明天皇	四三	元明天皇
二	綏靖天皇	一六	仁德天皇	三〇	敏達天皇	四四	元正天皇
三	安寧天皇	一七	履中天皇	三一	用明天皇	四五	聖武天皇
四	懿德天皇	一八	反正天皇	三二	崇峻天皇	四六	孝謙天皇
五	孝昭天皇	一九	允恭天皇	三三	推古天皇	四七	淳仁天皇
六	孝安天皇	二〇	安康天皇	三四	舒明天皇	四八	稱德天皇
七	孝靈天皇	二一	雄略天皇	三五	皇極天皇	四九	光仁天皇
八	孝元天皇	二二	清寧天皇	三六	孝徳天皇	五〇	桓武天皇
九	開化天皇	二三	顯宗天皇	三七	齊明天皇	五一	平城天皇
一〇	崇神天皇	二四	仁賢天皇	三八	天智天皇	五二	嵯峨天皇
一一	垂仁天皇	二五	武烈天皇	三九	弘文天皇	五三	淳和天皇
一二	景行天皇	二六	繼體天皇	四〇	天武天皇	五四	仁明天皇
一三	成務天皇	二七	安閑天皇	四一	持統天皇	五五	文徳天皇
一四	仲哀天皇	二八	宣化天皇	四二	文武天皇	五六	清和天皇

五七	陽成天皇	六〇	醍醐天皇	六三	冷泉天皇	六六	一條天皇
五八	光孝天皇	六一	朱雀天皇	六四	圓融天皇	六七	三條天皇
五九	宇多天皇	六二	村上天皇	六五	花山天皇	六八	後一條天皇
六〇	醍醐天皇	六三	冷泉天皇	六六	一條天皇	六九	後朱雀天皇
六一	朱雀天皇	六四	圓融天皇	六七	三條天皇	七〇	後冷泉天皇
六二	村上天皇	六五	花山天皇	六八	後一條天皇	七一	後三條天皇
六三	冷泉天皇	六六	一條天皇	六九	後朱雀天皇	七二	白河天皇
六四	圓融天皇	六七	三條天皇	七〇	後冷泉天皇	七三	堀河天皇
六五	花山天皇	六八	後一條天皇	七一	後三條天皇		

七四	鳥羽天皇	七七	後白河天皇	八〇	高倉天皇	八三	土御門天皇
七五	崇徳天皇	七八	二條天皇	八一	安徳天皇	八四	順德天皇
七六	近衛天皇	七九	六條天皇	八二	後鳥羽天皇	八五	仲恭天皇
七七	後白河天皇	八〇	高倉天皇	八三	土御門天皇	八六	後堀河天皇
七八	二條天皇	八一	安徳天皇	八四	順德天皇	八七	四條天皇
七九	六條天皇	八二	後鳥羽天皇	八五	仲恭天皇	八八	後嵯峨天皇
八〇	高倉天皇	八三	土御門天皇	八六	後堀河天皇	八九	後深草天皇
八一	安徳天皇	八四	順德天皇	八七	四條天皇	九〇	龜山天皇

九一	後宇多天皇	九五	花園天皇	九九	後龜山天皇	一〇三	後堀河天皇
九二	伏見天皇	九六	後醍醐天皇	一〇〇	後小松天皇	一〇四	後柏原天皇
九三	後伏見天皇	九七	後村上天皇	一〇一	稱光天皇	一〇五	後奈良天皇
九四	後二條天皇	九八	長慶天皇	一〇二	後花園天皇	一〇六	正親町天皇
九五	花園天皇	九九	後龜山天皇	一〇三	後土御門天皇	一〇七	後陽成天皇

一〇八	後水尾天皇	一一二	靈元天皇	一一六	桃園天皇	一一九	光格天皇
一〇九	明正天皇	一一三	東山天皇	一一七	後櫻町天皇	一二〇	仁孝天皇
一一〇	後光明天皇	一一四	中御門天皇	一一八	後桃園天皇	一二一	孝明天皇
一一一	後西天皇	一一五	櫻町天皇			一二二	明治天皇
						一二三	大正天皇
						一二四	今上天皇

年表

天皇	紀元	年號	事項	支那年號	西紀	外國史事項
神武天皇	元	元	大和橿原宮に即位し給ふ		前六六〇	この頃支那の春秋時代 アッシリヤ・ギリシャの隆盛時代
	四	四	鳥見山中に皇祖を祀り給ふ			
綏靖天皇	一〇三	二四		周敬王四一	五五八	ペルシャ帝國起る
懿德天皇	一八二	三二			四七九	孔子卒す
孝安天皇	三二七	五九			三三四	アレキサンダー大王の遠征
孝靈天皇	四一五	四五			二四六	秦の始皇帝の統一
孝元天皇	四五九	一三			二〇二	漢起る ザマの戰
崇神天皇	五六九	六	神鏡を大和笠縫邑に奉遷し給ふ			この頃漢の武帝の時代 歐洲にてはローマの對外發展時代
	五七〇	七	天社・國社及び神地・神戸を定め給ふ			
	五七三	一〇	四道將軍を派遣し給ふ			
	五七五	一二	始めて人民を校へ、調物を課し給ふ			

	五八〇	一七	諸國をして船を作らしめ給ふ			
垂仁天皇	六五六	二五	皇大神宮を創建し給ふ			
	六五七	二六				
	六五九	二八	詔して殉死を禁じ給ふ			
	六六一	三〇				
景行天皇	七四二	一二	熊襲を親征し給ふ			
	七五七	二七	日本武尊熊襲を征し給ふ			
	七七〇	四〇	日本武尊東征し給ふ			
成務天皇	七九四	四	國郡に長を、縣邑に首を置く			
仲哀天皇	八五三	二	熊襲を親征し給ふ			
	八六〇	九	神功皇后新羅を征し給ふ			
應神天皇	九三六	七六	高麗人・百濟人・任那人・新羅人竝びに來朝す			
仁德天皇	九七三	元	都を難波に遷し給ふ			
	一〇四四	七二				
					四	キリスト生る
					後一	西暦紀元元年
					三八四	佛教百濟に入る

履中天皇	一〇六三	四	諸國に史官を置き給ふ		
雄略天皇	一一三六	二〇			
	一一三八	二二	豐受大神を伊勢山田に遷祀し給ふ		
欽明天皇	一二一二	一三	百濟王佛像經論を獻ず		
	一二三一	三二			
用明天皇	一二四七	二	蘇我氏、物部氏を滅す		
崇峻天皇	一二四九	二			
推古天皇	一二五三	元	聖德太子を攝政とし給ふ		
	一二五四	二	詔して佛教を興隆せしめ給ふ		
	一二六〇	八	新羅を討ち給ふ	隋文帝開皇九	
	一二六三	一一	冠位十二階を定め給ふ		
	一二六四	一二	憲法十七條を作り給ふ		
	一二六七	一五	敬神の詔を下し給ふ　小野妹子を隋に遣はし給ふ		
	一二七八	二六			
				四七六	西ローマ帝國滅亡す
				五七一	マホメット生る
				五八九	隋、支那を統一す
				六一八	隋亡び唐起る

	一二八〇	二八	天皇記・國記を撰錄せしめ給ふ		
	一二八二	三〇			
舒明天皇	一二九〇	二	犬上御田鍬を唐に遣はし給ふ		
皇極天皇	一三〇五	四	蘇我入鹿誅に伏す		
孝德天皇	一三〇五	大化元	始めて年號を立て給ふ		
	一三〇六	同　二	改新の詔を宣し給ふ		
	一三〇九	同　五	冠位十九階を制定し八省百官を置く		
齊明天皇	一三一八	四	阿部比羅夫蝦夷及び肅愼を討つ		
	一三二一	七	天皇西征の軍を發し給ふ　天皇朝倉の宮に崩御あらせらる		
天智天皇	一三二三	二	新羅、百濟を滅す	唐高宗總章元	
	一三二七	六	近江大津宮に遷都し給ふ		
	一三二八	七	近江令成る		
天武天皇	一三四一	九	律令を改定せしめ給ふ		
文武天皇	一三六一	大寶元	大寶律令成る	六六八	唐、高句麗を滅す
				六二二	マホメット教紀元元年

元明天皇	一三七〇	和銅三	都を平城京に遷し給ふ	
	一三七二	同五	古事記の撰修成る	
	一三七三	同六	諸國に風土記の撰進を命じ給ふ	
元正天皇	一三七八	養老二	養老律令を撰修す	唐玄宗開元元
	一三八〇	同四	日本書紀の撰修成る	
聖武天皇	一三八八	神龜五	渤海始めて朝貢す	七一三 渤海の建國
	一四〇一	天平一三	國毎に僧尼の國分寺を設けしめ給ふ	唐玄宗開元二六 七二八
孝謙天皇	一四一二	天平勝寶四	大佛開眼供養を行はせらる	
	一四一五	同七		唐玄宗天寶四 七五五 安祿山の亂起る
稱德天皇	一四二九	神護景雲二	和氣清麻呂道鏡の非望を挫く	
光仁天皇	一四三〇	寶龜元	道鏡を貶し清麻呂を召還し給ふ	
桓武天皇	一四四八	延曆七	最澄延曆寺を建つ	
	一四五四	同一三	平安京に遷り給ふ	
	一四五七	同一六	續日本紀を撰進す	
	一四六〇	同一九		八〇〇 チャールス大帝ローマ皇帝

	一四六一	同二〇	田村麻呂蝦夷を平定す	
	一四六四	同二三	最澄・空海入唐す	
嵯峨天皇	一四七〇	弘仁元	藏人所を設けらる	
	一四七六	同七	空海金剛峰寺を建つ	
	一四八〇	同一一	弘仁格式成る	
淳和天皇	一四九三	天長一〇	令義解成る	
仁明天皇	一五〇一	承和八	日本後紀を撰進す	
文德天皇	一五一七	天安元	藤原良房太政大臣に任ぜらる	
清和天皇	一五二二	貞觀四		
	一五二六	同八	良房攝政に任ぜらる	
	一五二九	同一一	貞觀格成る　續日本後紀を撰進す	唐德宗貞元二〇 八〇四 と稱す
	一五三一	同一三	貞觀式成る	
陽成天皇	一五三九	元慶三	日本文德天皇實錄を撰進す	
宇多天皇	一五四七	仁和三	藤原基經關白に任ぜらる	唐光宗乾寧元 八九四
	一五五四	寛平六	遣唐使の派遣を停止せらる	八六二 ロシヤの建國

醍醐天皇	一五五九	昌泰 二	菅原道眞右大臣に任ぜらる		
	一五六一	延喜元	道眞左遷せらる　日本三代實錄を撰進す		
	一五六七	同 七	延喜格を撰進す		
	一五七四	同 一四	三善清行意見封事を上る		
	一五七八	同 一八			
	一五八七	延長 五	延喜式を撰進す		
朱雀天皇	一五九五	承平 五			
	一六〇〇	天慶 三	平將門誅せらる		
	一六〇一	同 四	藤原純友誅せらる		
村上天皇	一六二〇	天德 四			
	一六二二	應和 二			
後一條天皇	一六七九	寛仁 三	刀伊入寇す		
後冷泉天皇	一七二二	康平 五	前九年の役鎭定す		
	一七二六	治暦 二			
				九〇七	唐亡び五代の世となる
				九一八	高麗國を建つ
				九三五	高麗、新羅を滅す
				九六〇	宋起る
				九六二	神聖ローマ帝國起る
				一〇六六	ノルマンのイングランド征服

後三條天皇	一七二九	延久元	記錄所を設けらる		
白河天皇	一七三七	承暦元			
堀河天皇	一七四六	應德 三	白河上皇院政をとり給ふ		
	一七四七	寛治元	後三年の役鎭定す		
	一七五六	永長元			
	一七七五	永久 三			
	一七八七	大治 二			
後白河天皇	一八一六	保元元	保元の亂		
二條天皇	一八一九	平治元	平治の亂		
六條天皇	一八二七	仁安 二	平清盛太政大臣に任ぜらる		
安德天皇	一八四〇	治承 四	源頼朝以仁王の令旨を奉じて擧兵す		
	一八四四	壽永 三	頼朝鎌倉に公文所・問注所を設く		
	一八四五	同 四	平氏滅亡す	宋徽宗政和五	
後鳥羽天皇	一八四五	文治元	守護・地頭の設置を聽許せらる	宋高宗建炎元	
	一八五二	建久 三	頼朝征夷大將軍に任ぜらる		
				一〇七七	カノッサ事件
				一〇九六	第一十字軍
				一一一五	金の建國
				一一二七	宋の南渡

土御門天皇	一八六三	建仁三	北條時政執權となる　賴家廢せられ、實朝將軍に任ぜらる		
	一八六五	元久二	北條義時執權となる		
	一八六六	建永元			
順德天皇	一八七九	承久元	實朝害せられ、藤原賴經鎌倉に下る	宋寧宗開禧二	一二〇六
仲恭天皇	一八八一	同　三	承久の變起る		
後堀河天皇	一八八四	元仁元	北條泰時執權となる		
	一八八六	嘉祿二	賴經將軍に任ぜらる		
	一八九二	貞永元	貞永式目成る		
	一八九四	文曆元		宋理宗端平元	一二三四	金滅亡す
龜山天皇	一九二八	文永五	高麗、蒙古の國書を幕府に致す　北條時宗執權となる		
	一九三一	同　八	鎮西の將士をして海防を嚴にせしむ　勅使を伊勢に遣はし敵國降伏を祈らしめ給ふ		一二七一	蒙古國號を元と稱す

後宇多天皇	一九三四	同　二	文永の役		
	一九三五	建治元			
	一九三六	同　二	博多灣に石壘を築く	元世祖至元三	一二七五	マルコ＝ポーロ元に到る
	一九三九	弘安二			
	一九四一	同　四	弘安の役	元世祖至元二六	一二七九	元、宋を滅す
花園天皇	一九七六	正和五	北條高時執權となる		
後醍醐天皇	一九八一	元亨元	後宇多法皇院政を罷め給ふ　記錄所を復せらる		
	一九八四	正中元	正中の變		
	一九九一	元弘元	元弘の變　楠木正成・櫻山玆俊擧兵		
	一九九二	同　二	隱岐に遷幸し給ふ		
	一九九三	同　三	天皇伯耆に著し給ひ、名和長年奉迎す　六波羅陷落　鎌倉幕府滅亡す		
			天皇京都に還幸し給ふ		
	一九九五	建武二	足利尊氏の謀反		

後醍醐天皇	一九九六	延元元	多多良濱の戰　湊川の戰　京都の戰		
	一九九七	同　二	天皇吉野に遷幸し給ふ		
	一九九八	同　三	金崎城の戰		
後村上天皇	一九九九	同　四	石津の戰　藤島の戰		
	二〇〇一	興國　二	北畠親房神皇正統記を著はす		
	二〇〇八	正平　三	足利氏天龍寺船を元に遣はす		
			四條畷の戰　天皇賀名生に遷幸し給ふ		
	二〇一九	同　一四	筑後川の戰		
長慶天皇	二〇二八	同　二三		明太祖洪武元	
	二〇三八	天授　四	足利義滿室町の新邸に移る		
	二〇四一	弘和元	明太祖懷良親王に書を送り、我が邊民の大陸進出の禁壓を請ふ		
後龜山天皇	二〇五一	元中　八	義滿山名氏清を滅す		
	二〇五二	同　九	京都に還幸し給ふ	明太祖洪武三五	一三九二

				一三三九	百年戰役起る
				一三六八	元亡び明起る
				一三九二	高麗滅亡し朝鮮起る

後小松天皇	二〇五八	應永　五	幕府三管領・四職を定む		
	二〇五九	同　六	應永の亂		
稱光天皇	二〇七九	同　二六	足利義持明と通交を絕つ		
後花園天皇	二〇八九	永享元	義教將軍となる		
	二〇九八	同　一〇	永享の亂		
	二一〇一	嘉吉元	嘉吉の變		
	二一〇三	同　三	宗氏朝鮮と通商の條件を定む		
	二一〇九	寶德元	足利成氏關東管領となる		
	二一一三	享德　二			
	二一一五	康正元	成氏古河に走る（古河公方）		
	二一一七	長祿元	太田道灌江戸城を築く　足利政和伊豆の堀越に居り關東を鎭む（堀越公方）		
			御製の詩を義政に賜ひ、奢侈を誡め		
	二一二〇	寬正元			

				一四五三	東ローマ帝國滅亡す　百年戰役終る
				一四五五	イギリス薔薇戰役起る

後土御門天皇	二一二七	應仁元	給ふ		
	二一三七	文明九	應仁の亂起る		
	二一四〇	同 一三	應仁の亂終る		
	二一五二	明應元			
	二一五五	同 四	北條早雲小田原を取る		
	二一五八	同 七			
後柏原天皇	二一七〇	永正七			
	二一七六	同 一三	大內義興遣明船を管す		
	二一七七	同 一四			
	二一八一	大永元			
後奈良天皇	二一八六	同 六			
	二一九七	天文六			

				一四八〇	ロシヤ蒙古人の覇絆を脱す
				一四九二	コロンブス、アメリカに到る
				一四九八	バスコ・ダ・ガマ海路印度に達す
				一五一〇	ポルトガル人ゴアを占領す
				一五一七	ルーテルの宗教改革
				一五二一	マゼラン、フィリピン群島に著す
				一五二六	ムガール帝國起る
				一五三七	ポルトガル人澳門を取る

	二二〇〇	同 九			
	二二〇三	同 一三	ポルトガル船種子島に來り、鐵砲を傳ふ		
	二二〇七	同 一六			
	二二〇九	同 一八	宣教師ザヴィエル鹿兒島に來る		
	二二一一	同 二〇	大內義隆陶晴賢に害せらる		
	二二一二	同 二一	上杉憲政越後に走り長尾景虎に賴る		
	二二一五	弘治元	川中島の戰　嚴島の戰		
正親町天皇	二二二〇	永祿三	桶狹間の戰		
	二二二一	同 四	川中島の戰		
	二二二三	同 六	清順尼の勸進により外宮の式年遷宮復興す		
	二二二五	同 八	足利義輝松永久秀に害せらる		
	二二二六	同 九	毛利元就中國地方を平定す		

				一五四〇	ジェスイット派起る
				一五四三	
				一五四七	ロシヤのイヴァン四世ロシヤ皇帝と稱す
				一五四九	
				一五五五	アウグスブルグ宗教和議
					イヴァン四世シベリヤ侵略の緒を開く
				一五六五	イスパニヤ人フィリピン諸島を占領す

正親町天皇	二二二七	永祿一〇	織田信長御料所恢復の勅を拜す		
	二二二八	同　一一	信長入京す		
	二二三〇	元亀元	信長皇居を修理す　姉川の戰		
	二二三二	同　三	三方原の戰		
	二二三三	天正元	武田信玄卒す　足利幕府亡ぶ		
	二二三五	同　三	長篠の戰		
	二二三六	同　四	信長安土城を築く		
	二二三八	同　六	上杉謙信歿す		
	二二四〇	同　八	信長大阪石山城を收む		
	二二四一	同　九			
	二二四二	同　一〇	大友・大村・有馬三氏使節をローマに遣はす　天目山の戰　本能寺の變		
	二二四三	同　一一	山崎の戰　羽柴秀吉山城の檢地を行ふ		
			賤嶽の戰		
				一五八一	オランダ獨立を宣言す

後陽成天皇	二二四四	同　一三	小牧・長久手の戰	一五八四	イギリス北米の植民を開始す
	二二四五	同　一三	秀吉四國を平定す　秀吉關白となる		
			秀吉五奉行を置く　秀吉北陸を平定す		
	二二四六	同　一四	秀吉太政大臣に任ぜられ豐臣の姓を賜はる		
	二二四七	同　一五	秀吉九州を平定す　秀吉天主教を禁ず		
	二二四八	同　一六		一五八八	イスパニヤ無敵艦隊全滅す
	二二四九	同　一七	秀吉宗氏をして朝鮮の來聘を促す		
	二二五〇	同　一八	小田原征伐		
	二二五一	同　一九	ポルトガルの印度總督書を秀吉に送り來る　秀吉ポルトガルの印度總督及びイスパニヤのフィリピン總督に入貢を促す　五大老を置く		

後陽成天皇	二二五二	文祿元	文祿の役
	二二五三	同　二	秀吉書を高山國に送り入貢を促す
	二二五七	慶長二	慶長の役
	二二五八	同　三	秀吉薨ず
	一五九八		
			ナントの勅令

諸氏系圖

藤原氏略系（○は攝政關白に任ぜられたことを示す）

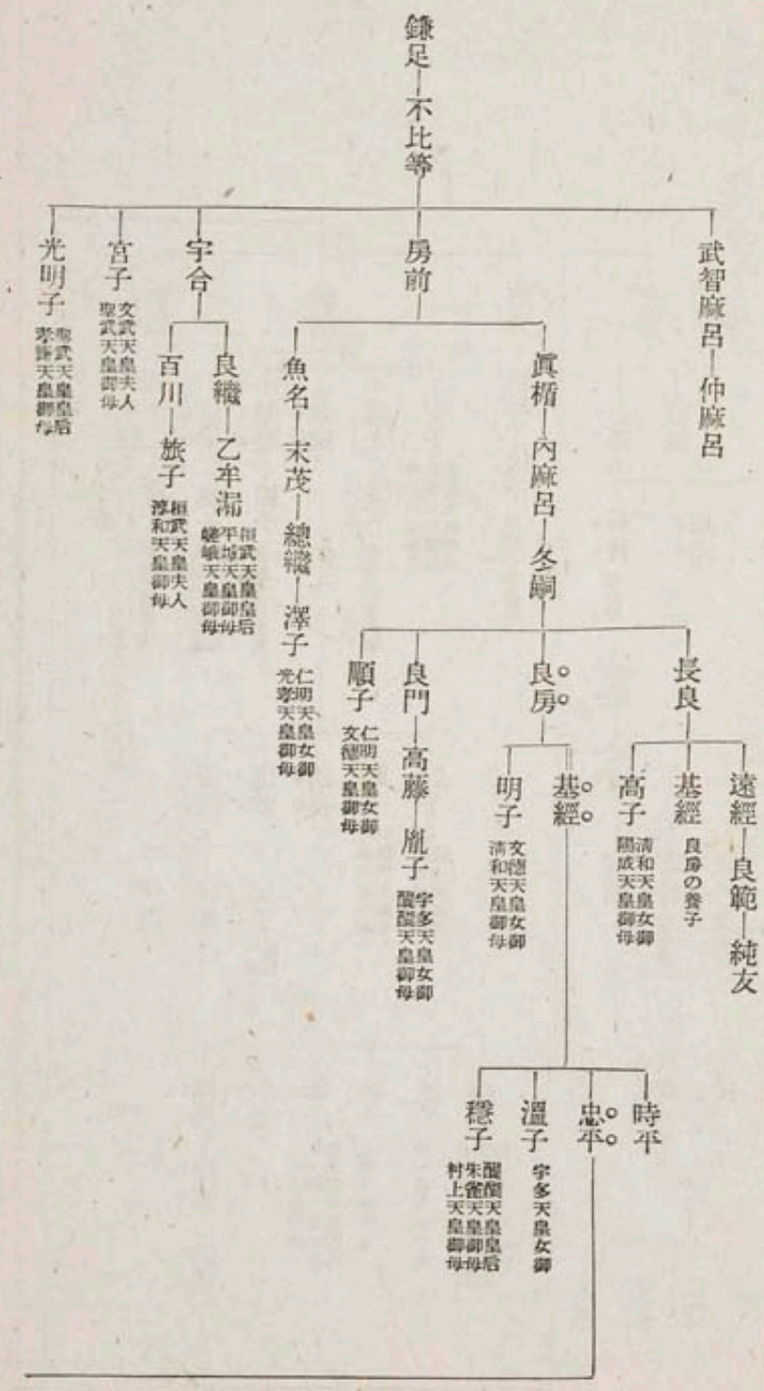

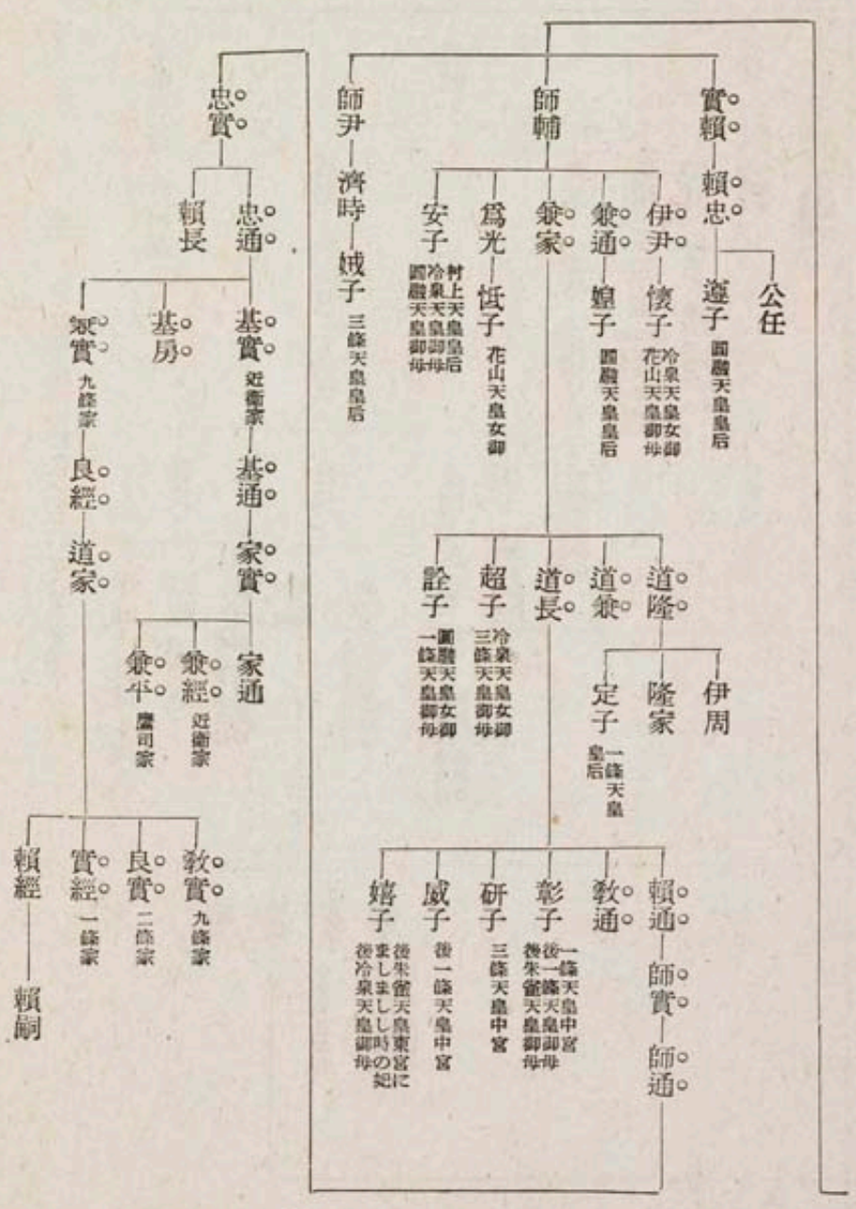
實賴
賴忠
公任
遵子 圓融天皇皇后
師輔
伊尹
懐子 冷泉天皇女御 花山天皇御母
兼通
媓子 圓融天皇皇后
兼家
爲光
恬子 花山天皇女御
安子 村上天皇皇后 冷泉天皇御母 圓融天皇御母
師尹
濟時
娍子 三條天皇皇后
道隆
伊周
隆家
定子 一條天皇皇后
道兼
道長
超子 冷泉天皇女御 三條天皇御母
詮子 圓融天皇女御 一條天皇御母
賴通
師實
師通
教通
彰子 一條天皇中宮 後一條天皇御母 後朱雀天皇御母
研子 三條天皇中宮
威子 後一條天皇中宮
嬉子 後朱雀天皇東宮にましましし時の妃 後冷泉天皇御母
忠實
賴長
忠通
基房
基實 近衛家
基通
家實
家通
兼實 九條家
兼經 近衛家
兼平 鷹司家
教實 九條家
良實 二條家
實經 一條家
賴經
賴嗣
良經
道家

源氏略系

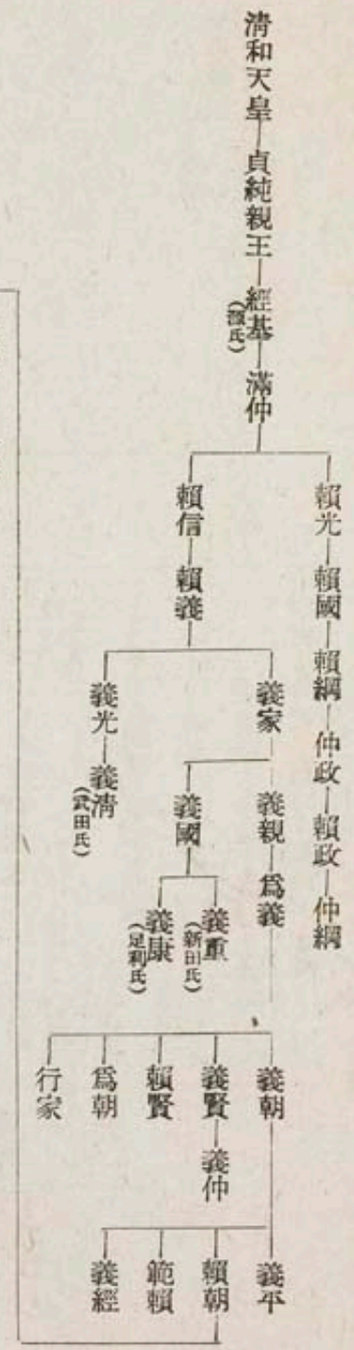
清和天皇
貞純親王
經基 (源氏)
滿仲
賴光
賴國
賴綱
仲政
賴政
仲綱
賴信
賴義
義光
義清 (武田氏)
義家
義國
義重 (新田氏)
義康 (足利氏)
義親
爲義
義朝
義平
義賢
義仲
賴朝
範賴
義經
賴賢
爲朝
行家

平氏略系

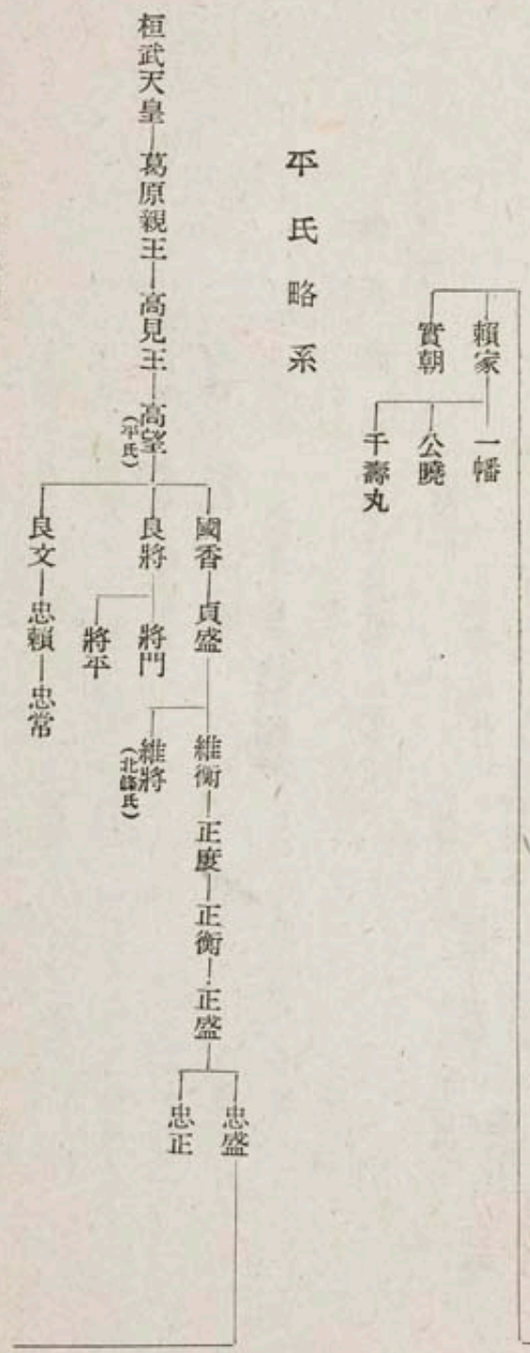
桓武天皇
葛原親王
高見王
高望 (平氏)
國香
貞盛
維衡
正度
正衡
正盛
忠盛
忠正
良將
將門
維將 (北條氏)
將平
良文
忠賴
忠常
賴家
一幡
實朝
公曉
千壽丸

條氏略系（數字は執權就職の順序を示す）

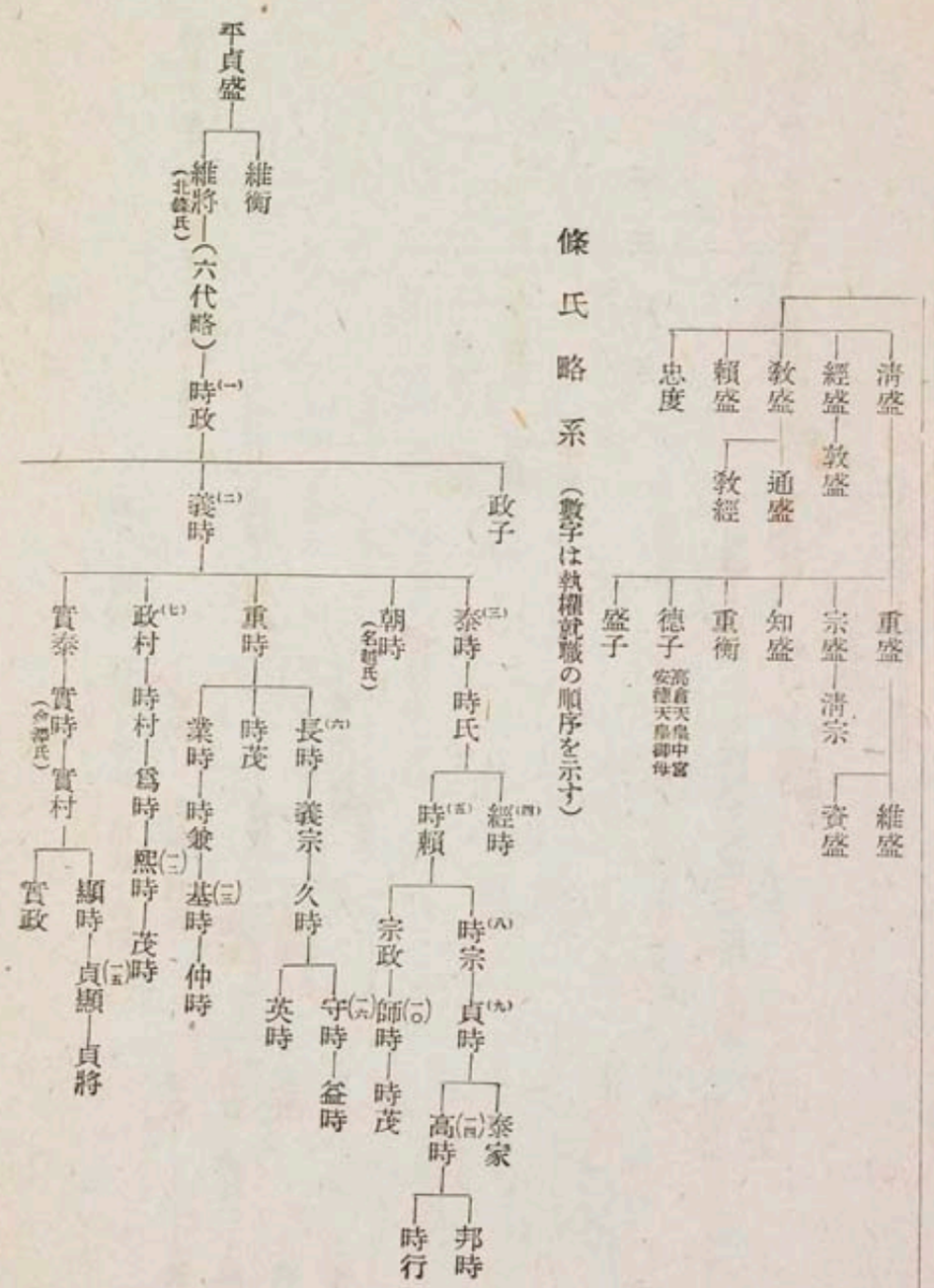

楠木氏略系

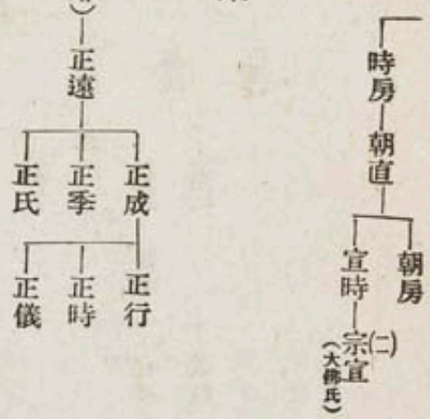

北畠氏・名和氏略系

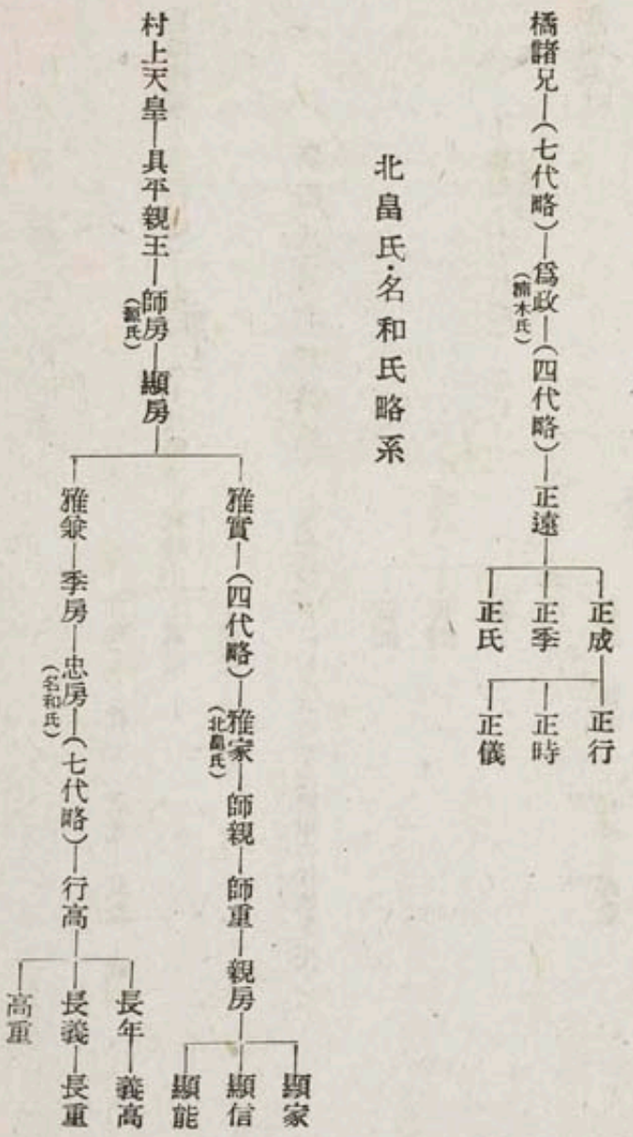

菊池氏略系

藤原隆家—(二代略)—則隆(菊池氏)—(十代略)—武時—武重—武士—武光—武政—武朝
武時—武敏
武時—武光

新田氏・足利氏略系

(足利氏略系に於ける數字は將軍の代數を示す)

源義國
- 義重(新田氏)—(五代略)—朝氏
  - 義貞
    - 義顯
    - 義興
    - 義宗
  - 義助—義治
- 義康(足利氏)—(五代略)—貞氏
  - 尊氏
    - 義詮—義滿(一)
      - 義持(二)—義量(三)
      - 義教(四)
        - 義勝(五)
        - 義政(六)—義尚(七)
        - 政知
          - 茶々丸(八)
            - 高氏—晴氏
            - 義澄(九)—義晴(一〇)
              - 義輝(二)
              - 義昭(三)
              - 義榮(三)
            - 義維—義榮(三)
          - 義政(六)—義尚(七)
        - 義視—義稙(八)
  - 基氏
  - 直義

師範歷史　本科用　卷一

定價金貳圓參錢

昭和十八年六月十五日印刷
昭和十八年六月十八日發行
昭和十八年六月十九日翻刻印刷
昭和十八年七月三日翻刻發行

昭和十八年六月十九日
文部省檢査濟
(本書ノ地圖・郵便ハ陸軍省・海軍省ト協議濟)

著作權所有

著作兼發行者　文部省

東京都神田區錦町一丁目十六番地
翻刻發行者　師範學校教科書株式會社
代表者　森下松衛

東京都京橋區銀座西二丁目三番地
印刷者　三協印刷株式會社
代表者　小泉經一

東京都神田區錦町一丁目十六番地
發行所　師範學校教科書株式會社

師範歴史　本科用巻一　正誤表

頁	行	誤	正
八三	一一	欽明天皇	舒明天皇
一一三	三	淳足（ぬなたり）	渟足（ぬなたり）
一七二	九	天讃年間	天喜年間
一八八	七	天皇は位を	天皇は御位を
一九四	一〇	僧仲璠	僧中璠
二七四	七	實語經	實語教
三八八	一二	共營圀	共榮圀
三九七	一〇	上野（こうの）燒	上野（かうの）燒

I8

大阪教育大学附属図書館
05103552372